

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

新潟県教育委員会規則第2号

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則

新潟県教育委員会組織規則（昭和36年新潟県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。）を削る。

改 正 後	改 正 前
(次長等) 第27条 (略) 1 (略) 2 次長及び副館長は、教育機関の長を補佐して教育機関の事務を整理する。	(次長等) 第27条 (略) 1 (略) 2 次長並びに図書館及び文書館の副館長は、教育機関の長を補佐して教育機関の事務を整理する。 <u>3 近代美術館副館長は、近代美術館長を補佐して館の事務を掌理する。</u>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。